

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（ 国土交通省 住宅局 住宅企画官付 ）

制 度 名	被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の拡充	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 居住の用に供していた家屋が東日本大震災により滅失をしたことによって居住の用に供することができなくなった場合に、租税特別措置法に定める居住用財産の譲渡に係る下記の特例措置を適用できるようにするため、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡期限を、「災害があった日から 3 年後の年末」から「災害があった日から 7 年後の年末」に延長。</p> <p>※対象となる特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（同法第 31 条の 3） ・ 居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除（同法第 35 条） ・ 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例（同法第 36 条の 2、第 36 条の 5） ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（同法第 41 条の 5） ・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（同法第 41 条の 5 の 2） <p>【要望の内容】 現行の譲渡期限の特例について、3 年間拡充（「災害があった日から 7 年後の年末」から「災害があった日から 10 年後の年末」）する。 （また、本特例措置の適用対象について、現在の運用を踏まえた見直しを行う。）</p> <p>【関係条文】 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 6 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第 13 条の 5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則 第 3 条の 8 租税特別措置法 第 31 条の 3、第 35 条、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 41 条の 5、第 41 条の 5 の 2 租税特別措置法施行令 第 20 条の 3、第 23 条、第 24 条の 2、第 24 条の 4、第 26 条の 7、第 26 条の 7 の 2 租税特別措置法施行規則 第 13 条の 4、第 18 条の 2、第 18 条の 4、第 18 条の 25、第 18 条の 26</p>	
	平年度の減収見込額	135 百万円
	(制度自体の減収額)	(— 百万円)
	(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災の被災者に対して切れ目のない支援を行うことで、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>住宅や土地に甚大な被害が発生した東日本大震災の被災地では、復興事業の進展や避難指示区域の解除により、今後、滅失等した住宅の敷地の用に供されていた土地を譲渡するケースが想定される。</p> <p>租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の適用期限までに譲渡できず、同特例措置が適用できなくなる恐れがあるところ、土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも同特例措置の対象とすることで被災者の負担軽減を図る必要がある。</p>	
	今回の要望に関する事項	合理性
<p>政策の達成目標</p> <p>住宅の敷地用の土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも、租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の対象とすることで、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進を図る。</p>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>3年間（平成31年1月1日～平成33年12月31日）拡充</p>		
<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>「政策の達成目標」に同じ。</p>		
<p>政策目標の達成状況</p> <p>平成27年以降、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県、福島県）において、居住用財産の譲渡等に係る特例措置が1,771件（推計）適用された。</p>		
有効性		<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>579件/年（平成28年、平成29年の平均より）</p>
	<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p> <p>住宅の敷地用の土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも、租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の対象とすることで、被災者の負担軽減が図られ、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進につながるものである。</p>	

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本件と同様の要望（連動）＜個人住民税＞
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	東日本大震災の被災地では、復興事業の進展や避難指示区域の解除により、今後、滅失等した住宅の敷地の用に供されていた土地を譲渡するケースが想定されるため、本特例措置における譲渡期限を延長することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	613件（平成27年） 580件（平成28年） 578件（平成29年） ※推計値
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	住宅の敷地用の土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも、租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の対象とすることで、被災者の負担軽減が図られ、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進につながっている。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	平成 23 年度：創設
---------------	-------------